

答申第3号（諮問第3号）

答 申

審査請求人 ●●●●●●
●● ●●

実施機関 長浜市病院事業管理者

第1 審査会の結論

審査請求人の母（故人。以下「母」という。）に係る診療記録に記載された個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定（以下「本件処分」という。）は妥当であり、審査請求人が行った審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

長浜市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第22条第1項の規定による本件対象個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、令和4年11月24日付け長病医第166号により実施機関が行った本件処分について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、概ね次のとおりである。

（1）本件処分は本件訂正請求が「医療の提供とその記録を残すという診療記録の目的達成に必要な範囲ではない」ことを理由としてなされたが、診療記録の目的達成に必要なでない内容（特に審査請求人への誹謗中傷、悪意を持った表現及び捏造文）であるならば、診療記録に記載する必要はないから削除すべきである。また、診療記録の目的達成の範囲内で作成されるべき記録の中にも、事実と反する嘘、偽り等が多数記載されていたので、訂正すべきである。

（2）次の2か所の表記については、特に削除又は訂正を求める。

ア 令和4年2月4日の退院カンファレンスに関する診療記録中の「次女（※）は、開始前から全ての女性スタッフの出席は拒否」との記載は、診療記録の目的達成の範囲内の記録ではなく、でたらめな作り話なので削除すべきである。

なお、審査請求人が退院カンファレンスに参加した男性スタッフAに確認したところ、「審査請求人が女性スタッフの出席を拒否する旨の発言はなかった。」との証言を得ている。

イ 令和4年3月6日の診療記録中の「長男（※）、次女へ連絡」との記載は、事実と反しており、審査請求人への連絡は無かったため、「連絡しなかった」と訂正すべきである。

（※）「次女」は、審査請求人、「長男」は、審査請求人の兄を示す。以下同じ。

第3 実施機関の弁明の要旨

1 審査請求の経緯

令和4年11月9日付けで、実施機関に対して、本件訂正請求があった。実施機関は、本件訂正請求の内容については、条例第23条に規定する「目的の達成に必要な範囲内」ではないとして、本件処分を行った。

本件審査請求は、本件処分を不服として、同年12月12日付けで、実施機関に対し行われたものである。

2 実施機関の弁明

弁明書及び当審査会が行った実施機関からの陳述聴取によると、実施機関の弁明は、次のとおりである。

（1）審査請求人が削除又は訂正を求める内容は、審査請求人に関する経過記録や状況記録、注意事項等であり、当該内容は、患者の診療記録の目的達成に必要な範囲内ではないと判断し、本件処分を行ったものである。

本件対象個人情報診療記録の目的達成に必要な範囲内ではないことは、審査請求書の添付資料に記載のとおり審査請求人も認めるところであり、今から訂正することによって、実際の診療や患者対応等の適否に影響するものではない。

また、診療記録の目的達成に必要な範囲内ではない部分（審査請求人その他の親族の状況に関する情報、記録、注意事項等）については、当然、医師や看護師の主観が含まれ、これを阻害すれば、親族等への対応がおろそかになることも考えられるため、当時の記録として訂正すべきものではないと判断した。

（2）令和4年2月4日の退院カンファレンスに関する診療記録について

当該表記は、退院カンファレンスの日時等の確認のため、令和4年2月2日に男性スタッフBから審査請求人へ電話連絡した際、退院カンファレンスに参加する病院スタッフについて、女性スタッフではなく男性スタッフの参加を希望する旨の発言があったこと、退院カンファレンス当日に審査請求人が退院カンファレンスに参加しようとした女性スタッフCに対して参加しないよう依頼する旨の発言があったことから診療記録に記載したものである。

なお、審査請求人が証言を得たという男性スタッフAは、上記の電話連絡の内容を把握しておらず、上記の女性スタッフCへの発言も聞いていないことから審査請求人がいう証言をしたものである。

（3）令和4年3月6日の診療記録について

当該診療記録を作成した女性スタッフDから聞き取りを行ったところ、当該診療記録に記載のとおり、主治医E、長男、次女の順番で電話連絡を行ったとのこ

とである。

第4 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件訂正請求は、本件対象個人情報の削除又は訂正を求めるものであり、実施機関は、不訂正とする本件処分を行った。

審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象個人情報の訂正請求対象情報該当性（条例第21条）及び訂正の要否（条例第23条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

条例第21条第1項によれば、訂正請求の対象となる個人情報は、条例第20条第1項の規定により開示を受けた自己の個人情報に限定されている。

また、本件対象個人情報には死者である母の個人情報も含まれているが、死者の個人情報に関する訂正請求は、死者の情報が訂正請求をしようとする者の権利利益にかかわるものであることを要する（条例第22条第2項が準用する条例第13条第2項）。

本件対象個人情報は、審査請求人が条例に基づく個人情報の開示請求により実施機関から開示を受けた個人情報であること、また、そのうち母の個人情報については、母に対する敬愛・思慕の情を侵害されないという人格権ないし人格的利益にかかわるものであり、そのことは提出された資料等により認められることから、本件対象個人情報のいずれも訂正請求の対象となる個人情報に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求の対象となるのは「事実」であるが、ここでいう「事実」とは、評価・判断そのものは含まない一方で、住所、氏名、性別、生年月日、家族構成、学歴等に限定されるわけではなく、個人情報のうち資料等をもって客観的にその存否を決することが可能なものをいう、と解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのかといった、請求を受けた実施機関が当該個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、実施機関に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、実施機関は、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合又は当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が事実ではないと認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(2) 前記(1)を踏まえ、審査請求人が特に削除又は訂正を求めると主張する部分を中心に検討を行う。

なお、検討に当たっては、審査請求書及び弁明書のほか、審査請求人による口頭意見陳述及び実施機関からの陳述聴取も踏まえて判断した。

ア 令和4年2月4日の退院カンファレンスに関する診療記録について

「次女は、開始前から全ての女性スタッフの出席は拒否」との記載は、主治医Eが、退院カンファレンスに携わった複数の病院スタッフから報告を受けて記載したものであることからすると、主治医Eの評価・判断を記載したものととらえられなくはないが、次女が退院カンファレンスの開始前からすべての女性スタッフの出席を拒否していたことについては資料等をもって客観的に存否を決することができると考えられることから、条例第21条の訂正の対象となる「事実」に関する記載に該当する。

この点について、審査請求人は、「審査請求人が女性スタッフの出席を拒否する旨の発言はなかった。」と男性スタッフAが証言した旨主張している。そのため、当審査会が男性スタッフAの証言について実施機関からの陳述聴取を実施したところ、実施機関による男性スタッフAへの聴き取り調査によれば、男性スタッフAは、令和4年2月2日の電話連絡の内容を把握しておらず、退院カンファレンス時の審査請求人から女性スタッフCへの発言も聞いていなかった、とのことである。

したがって、男性スタッフAの証言の聴取をもってしても審査請求人が訂正を求めている退院カンファレンスに関する診療記録が事実ではないと認めることはできず、また、他に根拠の提示もないため、条例第23条の個人情報の訂正（削除）をしなければならない場合に該当するとは認められない。

イ 令和4年3月6日の診療記録について

患者家族への電話連絡に関する記録である「長男、次女へ連絡」との記載は、資料等をもって客観的に存否を決することができるため、条例第21条の訂正請求の対象となる「事実」に関する記載に該当し、このような連絡の有無は、医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料としての性格を有するものであり、連絡がなかったのにあったと記載されていた場合にこれを訂正することは医療サービスの改善にとって有益であると考えられることから、その訂正は条例第23条の「個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内」とであると認められる。

しかしながら、審査請求人からは自己の記憶・認識に沿った資料として本件対象個人情報の訂正を求める部分及び訂正すべきとする内容が示されているものの、当該記載が事実と異なると判断するための具体的な根拠の提示がないため、条例第23条の個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

なお、当審査会が実施機関に令和4年3月6日の通話記録の提出を求めたところ、発信情報の記録により当該診療記録に記載の時間帯に市立長浜病院から主治医E、長男、次女の順に発信されたことが確認でき、通話時間の記載もあることから、審査請求人は市立長浜病院からの電話に応答していることが推察される。

ウ その他の診療記録中の表記について

審査請求人が訂正を求めるその他の診療記録中の記載については、そのほとんどが資料等により客観的に存否を確認することができるものではなく、条例第21条の訂正の対象となる「事実」に該当すると認められない。また、「事実」に該当すると認められるとしても、審査請求人は、本件訂正請求に係る記載につき、自己の記憶・認識に沿わない部分の削除や記載内容の変更を求めるのみで、訂正を求める部分が示され、当該記憶・認識に沿った資料の審査請求書への添付がなされているものの、どのような表記に訂正するかは指示はない。加えて、当該記録が事実と異なると判断できる具体的な根拠に基づく指摘はなく、また、それを根拠付ける資料の提出又は提示もないため、条例第23条の個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しており、その心情は察するに余りあるが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

本件訂正請求において、審査請求人は、条例第22条第2項で定める当該訂正を求める内容が事実と合致することを証する資料を実施機関へ提出又は提示していない。

一般的にこのような場合、実施機関としては、当該資料を提出又は提示するよう訂正請求者に求め、訂正請求者が相当の期間内に提出又は提示に応じない場合には、当該訂正請求を却下するのが相当であると解され、本件訂正請求についても、このケースに該当するものと認められる。

また、実施機関は、本件訂正請求に係る個人情報の利用目的の精査を欠き、本件訂正請求の一部については診療記録の目的達成に必要な範囲内であるにもかかわらず誤った理由を付記して本件処分を行っている。

以上のことから、資料の提出又は提示がないことを理由に却下しなかったこと、及び本件訂正請求の全てについて診療記録の目的達成に必要な範囲内ではないことを理由として本件処分を行ったことは適切でなかったと認められるが、審査会における検討からも本件対象個人情報が訂正されないという事実は変わらないため、その処理及び理由付記の誤りを理由に本件処分を取り消し、改めて本件訂正請求について却下をする旨の決定（不訂正決定）を行うことに実質的な意味はないものと解される。

したがって、本件訂正請求に対し、実施機関が行った本件処分は取り消す必要はなく、妥当と認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書に種々の資料を添付しているが、いずれも条例第22条第2項で定める当該訂正を求める内容が事実と合致することを証する資料には該当しないものであり、これらは、当審査会の結論を変えるものではない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 付言

当審査会の判断は以上のとおりであるが、実施機関が作成した診療記録は、その目

的達成の範囲といえないおそれのある記載が多数見受けられるため、診療記録の目的に応じた適切な内容となるよう今後の見直しを期待する。

【審査会の経過】

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査及び審議を行った。

日 時	内 容
令和4年12月26日	・ 諮問書の受理
令和5年 1月10日	・ 実施機関の弁明書の受理
令和5年 1月17日	・ 事務局による審査請求人からの聞き取り（訂正請求箇所の確認）
令和5年 1月30日	・ 口頭意見陳述の実施、審議
令和5年 2月10日	・ 実施機関からの陳述聴取の実施、審議
令和5年 3月10日	・ 審議
令和5年 3月27日	・ 審議
令和5年 5月 1日	・ 答申

令和5年5月1日

長浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 南 川 諦 弘